

「救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）」
収集データ利活用検討ワーキンググループ設置要綱（改正案）

（趣 旨）

第1条 超高齢化社会がもたらす今後の救急需要等、救急医療をめぐる新たな課題に対応し災害時にも機能するよう、また、府内の救急業務関係者の利便性を高めるとともに、信頼性・安定性のあるデータ収集・提供を行うため整備した「大阪府広域災害・救急医療情報システム」のうち、「救急搬送支援・情報収集・集計分析システム」（以下「ORION」という。）において、収集したデータの円滑な利活用のあり方について協議・検討し、もって、大阪府の救急医療体制の充実強化を図ることを目的として、ORION収集データ利活用検討ワーキンググループ（以下「データWG」という。）を設置する。

第2条 データWGは、大阪府の要請に応じ、以下の業務を行う。

（1）ORIONデータの収集・解析に関する事項。

（2）ORIONデータの第三者提供の運用等に関する事項。

（3）「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の運用等に関する事項。

（4）その他ORIONデータの利活用に関し必要と思われる事項。

（構 成）

第3条 データWGは、大阪府救急医療対策審議会、府内の救急医療施設、消防機関、大学及び行政機関等に属する者のうち、ORIONデータの利活用等に関して必要な専門的知識及び技能を有する者で構成する。

2 委員は、必要に応じて大阪府健康医療部保健医療室医療対策課長（以下「医療対策課長」という。）が選任することとし、業務が終了したときは、解任することとする。

（座 長）

第4条 データWGに座長を置くこととし、医療対策課長が、委員のうちから指名する。

2 座長は、データWGを代表し、会務を総理する。

（作業部会）

第5条 データWGに、必要に応じて作業部会を置くことができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、解任後も同様とする。

（実費弁償等）

第7条 大阪府は委員に対し、謝礼及び実費弁償を行うことができる。

（庶 務）

第8条 庶務は、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、データWGの運用について必要な事項は、大阪府において別途定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 月 日から施行する。